



IASB会議報告

国際会計基準審議会理事 おうち たかつぐ
鶯地 隆継
 ※ IASB：国際会計基準審議会

はじめに

2011年7月より、山田辰己理事の後を引き継ぎ、IASB理事に就任した。

山田前理事は、IASBに在席された10年間にわたり、本誌でIASB会議の詳細を報告されてきた。山田前理事が執筆されていた『IASB会議報告』は、IASBの場でどのような議論が行われているのかを知ることができる唯一の日本語での報告であり、私自身も、この記事からIASBの議論の内容を学習してきた。日本においてIFRSに関心のある方の多くが、そのようにされてきたのではないかと思う。その意味で、この連載記事の貢献は非常に大きく、長年にわたり、分かりやすく、懇切丁寧な解説をされた山田前理事に敬意を表したい。

山田前理事の後を受けて、私がこの連載記事を執筆させていただくこととなった。ちなみに、私は日本公認会計士協会の会員ではない。すなわち、公認会計士ではない。会員でない私が、このような形で重要な記

事を執筆させていただくことについて、大変な緊張と責任を感じている。私自身の会計リテラシーでは、とても山田前理事のような正確で詳細にわたる記事を責任をもって執筆することはできない。そして、関係者の方々と相談させていただいた結果、今までの山田前理事の時代の記事とは少し違ったスタイルの記事にしたいと考えている。まず、その内容について説明する。

新しい『IASB会議報告』のスタイル

今後、私がこの連載記事を執筆するに当たって、以下の3点を基本にしたいと考えている。

- ① 公式議事録の活用
- ② 会議に参加する理事として表明した私の意見
- ③ 日本への影響や、今後の動向に関する私的見解

会議報告のスタイルとしては、会議の内容を中立的に正確に報告することを目的としたスタイルと、会議参加者として、会議にどのような形で参加し、その成果はどうであったのかを報告することを目的としたスタイルの2つがあると思う。本誌に

おいては、その両方を満たすような形で掲載したいのだが、2つの目的を混同すると、どこまでが実際の会議の流れで、どこまでが会議参加者の見解であるのかが分かりづらい報告になる可能性がある。その両者の混同を避けるためと、私自身の誤った理解に基づいた記事となることを避けるために、IASBが公表している公式議事録を最大限活用したいと考えている。

IASBは、会議の透明性を図るため、さまざまな形で会議を一般に公開している。会議は公開会議であり、申し込めば誰でも直接傍聴することができる。また、会議は全てウェブ中継されており、インターネットを通じて世界中どこからでもリアルタイムでアクセス可能である。その上で、IASBは、公式の要約議事録として、IASB Updateを公表している。

しかしながら、資料は全て英語であり、残念ながらこれまではこのIASB Updateの日本語訳が作成されていなかった。一方で、既に、我が国ではIFRSの任意適用が認められ、日本の企業が、日本の法律に基づいて正式にIFRSを使用する時代に入っている。このため私は、IFRSの基準

改定の議論内容が公開されているこのIASB Updateの正式な日本語訳が、タイムリーに公表されることが是非とも必要であると感じていた。

以上のことから、私は、理事就任直後から、日本公認会計士協会及び財務会計基準機構（FASB）にご協力と調整をお願いし、2011年10月以降、FASBのホームページに、IASB Updateの日本語訳が原文と対比できるような形で掲載されることとなった。

よって、この連載記事のスタイルとしては、あくまでもIASB Updateの日本語訳が財務会計基準機構から公表されていることを前提に、どちらかといえば、上記②の会議に参加する理事として表明した私の意見、及び、上記③の日本への影響や、今後の動向に関する私的見解についても紙幅を割くこととしたい。一方で、必ずしも会議の内容について網羅的に全てをカバーすることはしないこ

ととなるので、網羅的に正確な議事内容を把握されたい方は、財務会計基準機構から公表されるIASB Updateの日本語訳を参照いただきたい。また、本記事においても、暫定決定事項などに関する情報については、日本語訳の表現の違いによる誤解や誤用を防ぐために、原則、財務会計基準機構から公表されるIASB Updateの日本語訳を引用することとした（斜字体での記載部分）。

IASB会議報告（2011年7月20日から22日まで）

IASBとFASBの合同会議

金融商品－相殺

2011年6月のIASBとFASBの合同会議において、IASBとFASBの意見が一致せず、財務諸表の表示においては、IFRSと米国会計基準を一致させることができなかつた。しかし、少なくとも、利用者が両基準の財務諸表を比較できるようにするため、開示要求を収斂させるということでは一致し、今回の合同会議は、それを受けて開示項目について検討を行った。

その結果、財務諸表の利用者が、IFRSに基づき作成された財務諸表と米国会計基準に基づいて作成された財務諸表を比較できるようにするという相殺開示の目的を再確認し、相殺権や担保の取決めなどに関する情報について、その財務諸表に与える影響が分かるように開示する必要があるということについて合意が得られた。ただし、そのことによって、企業の開示負担が過剰となることや、情報過多となって影響が分かりづら

くなることを考慮して、以下の開示の簡素化を暫定決定した。

- ・ **開示規定の範囲を、強制可能なマスターネットィング契約における商品又は類似の取決め（例えば、デリバティブ、レポ（買戻条件付売却）、リバースレポ及び証券貸付契約）にのみ適用されるように修正する。**
- ・ **報告日現在で、（担保契約以外の）相殺権の対象となる適格資産又は適格負債がない場合には、企業は要求された開示を提供する必要はないことを明確化する。**

収益認識基準（発効日）

収益認識基準については、既に草案を再公開することを決定し、草案作成作業に入っている。基準の内容に関する議論は6月までに終了し、今回の会議では、発効日について議論した。議論のポイントは、比較可能年次期間への考慮である。法域によっては、包括利益計算書の比較開示を、当期の開示に加えて、2期分

（合計で3期分）求められる。収益認識基準については、影響が全ての取引に及ぶことから、適用年度に過年度分を修正することは大変な労力を要する。よって、実際には、過年度分を修正するのではなく、比較可能年次期間（上記の例では追加の2期）の開始時点から、別途、並行的に適用を開始することとなる。すなわち、実際の適用開始は、開示上の適用年度より2期早くなくてはいけない。今回の議論は、そのことを明確にすることにあった。

両審議会は、**収益基準の発効日は、（当期の年次期間に加えて）2期間の比較対象年次の表示をすることが求められる企業にとって最も古い比較可能期間の開始が、基準公表の数か月後となるように設定することを暫定的に決定した。**

収益認識基準の公開草案は、2011年10月中旬に公表される予定であるが、その後のコメント期間を経て、基準が成立するのは2012年半ばとなる見込みである。仮に、2012年半ばに基準が成立したとすると、暦年基準を前提とした最も早い比較可能期間の最初が2013年の1月となり、そこか

ら2期の比較可能期間を加えた年度が最も早い発効日となる。

したがって、両審議会は、当該プロジェクトに関する現在のタイムテーブルに基づき、収益基準の発効日は、2015年1月1日以降に開始する年次期間より早くなることはないとした。

また、今回の会議では、早期適用の是非についても議論した。作成者出身の私にとって少し驚きであったのは、FASBは、7名全員一致で早期適用を認めるべきでないと判断を下したことである。その理由はもちろん、一部の企業が早期適用をし、一部の企業が早期適用しないことによって比較可能性が損なわれることであるが、それ以上に強調されたのは、収益認識基準のような損益関連の規定について早期適用を認めると、早期適用をした方が有利な結果となる企業のみが早期適用を選択し、不利な結果となる企業は選択しないという恣意的な判断がなされる危険性であった。

一方で、早期適用を認めることは、さまざまなメリットがある。まず、一部の企業が先行して適用することによって、それが後発の企業の研究材料や手本となり、実務的な混乱が少ない。また、いくつかの適用事例が出てくることにより、最終的に強制適用される段階では、ベストプラクティスに最大多数が収斂し、結果的には、バラツキのない適用が期待できる。また、基準設定主体の立場からも、万が一、基準に致命的欠陥があった場合の早期発見ができる。したがって、私は早期適用を認めることに賛成し、IASBは8対7で早期適用を認めることを決定した。

金融商品一減損

6月の会議で提案のあった3バケット・アプローチについて具体的な議論が行われた。3バケット・アプローチは、金融資産の信用の質の悪化の一般的なパターンを反映するために用いるもので、今回の会議ではどのようにして信用の質の悪化の一般的なパターンを把握するのかについて議論した。3バケット・アプローチの基本的考え方は、個別の貸付金としては特定できないが、ポートフォリオとして減損が見込まれるものを、早い段階で認識しようということである。このため、例示として、マクロ的な経済事象の変化などが挙げられていた。ただ、このような手法は、きっかけとなるトリガーイベントを特定する必要がある。ところが現実的には、どういった経済事象があれば、どの程度減損するかということの規定することは困難であるとの意見が強く、むしろ、それぞれの企業が用いている信用リスク管理を活用すべきではないかという案が提案された。これを受けて

両審議会は、信用リスク管理は、利用可能な全ての情報の評価を含む総合的なアプローチであると認識し、信用リスク管理システムに基づくアプローチを追求することに合意した。

次に、3つのバケットに分類する具体的な方法について議論した。方法として考えられるのは、社内格付けなどの絶対的な評価に基づいて3つのバケットに分類する方法と、どんな格付けの債権も最初はバケット1でスタートして、信用の状況が悪化するにつれて次のバケットへ移していくという、相対的な方法の2つ

の方法が議論された。

両審議会は、「絶対的」又は「相対的」な信用リスクモデルが、バケット間の金融資産の移転及び分類の基盤とすべきかどうかを検討し、相対的な信用リスクモデルを開発することを決定した。このアプローチの一般的な目的は、金融資産の信用の質の悪化又は改善を反映することであり、したがって、信用リスク管理の実務を最大限使用することである。このアプローチでは、組成した金融資産と購入した金融資産は全て、最初にバケット1に分類され、キャッシュ・フローの回収可能性の不確実性に影響を及ぼすにつれて、バケット2やバケット3に移ることになる。

さらに、会議では、一般的な債権の大部分が属することになるバケット1における減損方法について議論した。私自身の私見ではあるが、このバケット1の減損方法が、これまでのIASBとFASBとの議論の最終仕上げの部分といってもよいと思う。透明性の観点から、把握可能な損失はできる限り前倒して一括認識すべきという考え方に基づいて、原則ローンライフの損失を早期に認識すべきと主張するFASBと、そうではなく、貸付金全体の過剰収益を是正するという観点から、損失を期間配分すべきと主張するIASBとが、半年にわたる議論の末、ようやくたどりついたのが3バケット・アプローチであり、その最後の調整の帳尻が、バケット1の減損損失の認識方法である。

両審議会は、バケット1に係る減損引当ての計算を、実行可能なように簡素なものとするに合意し、スタッフに、発生することが予想される12か月又は24か月相当の損失を用いて、引当てを計算するアプロー

チを調査するよう指示した。

すなわち、通常の債権については、ローンライフの損失を前倒して認識することはせず、その代わりに、信用状況の悪化が見込まれれば、速やかにバケット2に移動するということがIASBとFASBの間で合意された。このことは、金融危機以来の喫緊の検討課題であった金融商品の減損会計について、IASBとFASBが合意に至ったということであり、今回の会議の最大の成果であると思う。

保険契約

スタッフから、アメリカとカナダの投資家に対して行ったアウトリーチの結果のレポートがあった。アメリカとカナダでは、IASBの案が欧州のソルベンシーIIに偏っているのではないかという意見が多かった。これに対して、IASBは、監督当局のための基準を作っているのではなくて、あくまでも、財務諸表のユーザーのための基準を作っているという反論があった。

その後の会議では、生命保険タイプの保険契約、損害保険タイプの保険契約を区分すべきかどうかについて議論したが、議論は平行線に終わり、結論は出なかった。

リース会計

両審議会は、基準案を再公開することを全員一致で合意した。

両審議会は、利害関係者に、プロジェクト計画に関する一定の確実性を与えるため、プロセス上、通常よりも早く当該決定を行った。両審議会は、リースのプロジェクトのいくつかの側面をまだ検討しなければな

らず、2011年9月にその議論を終えることを見込んでいる。その時点で、両審議会は、修正した公開草案についてのコメント期限を確認し、プロジェクトのタイミングについてのより多くの情報の提供のための良い状態となると予定している。

このように、再公開をいち早く決定した最大の理由は、今回の会議において、貸手側の会計処理について、公開草案で提案していた2モデルアプローチ（履行義務アプローチと認識中止アプローチ）から、次のような1モデルアプローチ（債権・残存資産アプローチ）に変更することを暫定決定したためである。

両審議会は、貸手が次のような「債権・残存資産」の会計処理アプローチを適用すべきであると暫定的に決定した。

1. 貸手は、リースの開始日に、リース料債権及び残存資産を認識する。
2. 貸手は、リース料債権を、貸手が借手に課す利率を用いて割り引いたリース料の現在価値の合計で当初に測定する。
3. 貸手は、残存資産を、原資産の帳簿価額の配分として当初に測定し、その後は、貸手が借手に課す利率を用いてリース期間にわたり増額することにより測定する。
4. 借手に移転された使用権資産に係る利益が合理的に確実である場合、貸手は、リースの開始日に当該利益を認識する。当該利益は、(a)原資産の帳簿価額と(b)リース料受取債権と残存資産の当初測定合計額の差額として測定されることになる。
5. 借手に移転された使用権資産

に係る利益が合理的に確実でない場合、貸手は、リース期間にわたって当該利益を認識する。

その場合、貸手は、残存資産を、原資産の帳簿価額とリース料受取債権の差額として当初に測定する。貸手は、その後、一定の利回りをを用いて、原資産を減価償却していたかのように、リース期間の終了時の原資産の帳簿価額に等しい金額まで残存資産を増額する。

6. リースの開始日に、リース料受取債権が原資産の帳簿価額よりも大きい場合、貸手は、最低限、それらの金額の差額をその日に利益として認識する。

このアプローチは、公開草案で提案していた認識中止アプローチにかなり近いアプローチではあるが、必ずしも同じではない。公開草案で提案していた認識中止アプローチでは、残存資産は、リース期間終了まで当初測定金額を保持することとなっていたが、今回暫定決定した「債権・残存資産」アプローチでは、一定の利回りをを用いて、原資産を減価償却していたかのように、リース期間の終了時の原資産の帳簿価格に等しい金額まで残存資産を増加させることとした。これは、公開草案のアプローチでは、残存資産部分について、リース期間中に収益が上がらず、リース期間終了後に一気に計上される形になり、リースのビジネスの実態と合わないという批判を受けての修正である。

また、上記4は、製造業のリースを想定しており、実質的に割賦販売と同じ経済実態であるならば、リース開始時に一定の合理的な利益が計上されることを可能にするものであ

る。

ちなみに、今回、両審議会が貸手側の処理について1アプローチとした最大の理由は、借手側の処理について、2011年5月の会議で1アプローチとすることを暫定決定したからである。もともとリース会計の改定プロジェクトをスタートした最大の目的は、ファイナンスリースとオペレーティングリースの2つの会計処理方法について、企業が都合のよい会計処理を恣意的に選択できるように操作することを防ぐことにあった。さまざまな議論があったものの、同年5月の会議ではこの原点に立ち返って、1アプローチとすることを決定したのである。それを受けて、今回の会議は貸手側の会計処理について議論したもので、貸手側についても同様の理由から、1アプローチとすべきという意見が多数を占めた。私自身も同様の理由から、1アプローチについて賛同した。ただし、現行実務を大きく変更する決定であるので、関係者の声を十分に聞いて最終判断すべきであるということを、強く申し上げた。こういったこともあり、基準を再公開することが早期に決定された。

次に、貸手側の処理を1アプローチとした場合に、その範囲をどうするかということが議論された。

両審議会はまた、次を、貸手の会計処理についての「債権・残存資産」アプローチの範囲から除外すべきであると暫定的に決定した。

1. 公正価値で測定された投資不動産のリース。
2. 短期リース。

これらの除外されたリースについて、貸手は、(1)引き続き、原資産を認識して減価償却し、かつ、(2)リー

ス収益を、規則的な基準によりリース期間にわたって認識する。

上記の除外すべき範囲については、個人的には、今後、さらなる議論が必要であると思っている。まず、1については、公正価値測定された投資不動産はリースされた部分も含めて投資家に対して最善の情報を提供しているので、これを除外することについては、一定の合理性がある。また、現行IFRSを採用している国においては、1によって多くの投資不動産が対象から外れることとなり、投資不動産にリース会計を導入することの混乱が、ある程度は軽減されることが期待される。しかしながら、投資不動産を公正価値測定するという会計慣行のない我が国やアジア諸国にとっては、その恩恵がなく、全ての投資不動産が対象となってしまふ。その場合、ビルの1棟貸しではなく、小規模なテナントを抱える雑居ビルなどは、大変、複雑な会計処理が必要となる。リース会計基準案は再公開されることが決定したので、まだまだ意見発信をする機会はあるため、我が国からもしっかりと意見発信をして、十分な議論がなされることを期待したい。

今回の会議では、貸手側の会計処理以外でも、貸手側に関して、指数又はレートに依存するリース料の測定についての議論や開示に関する議論があったが、本稿では詳細説明は割愛する。詳細は、IASB Updateの日本語訳を参照いただきたい。むしろここでは、開示に関する印象深いやりとりを紹介したい。

リースの借手側の開示に関しては、さまざまなリコンシリエーション(reconciliation)を求めている。Reconciliationは、日本語では調整表と

訳するのが一般的であるが、要すれば、つじつまが合っているかどうかの証明作業である。財務諸表作成者は、このような証明作業を必ず行っている。したがって、よくある議論は、「財務諸表作成者はデータを持っているはずだから、それを開示させればよい」というものである。確かに、作成者はデータを持っている。したがって、それを開示することは可能である。しかしながら、内部的にデータを持っているということと、実際にそれを開示書類とすることは全く違った作業プロセスとなる。作成者の立場からすると、開示書類とする以上は第三者が見て理解できるような形にプロセスする工程が必要になり、その過程で、また、さまざまなリコンシリエーションが必要になる。リコンシリエーションを開示するために、余分なりコンシリエーション作業が増えてしまうことになる。このようなことを会議の席上で発言したところ、FASBのアナリスト系の理事から、「そういうものなんだ。分かっていなかった」という発言があった。

財務諸表のユーザーの立場から、調整表が有用であるということは理解できる。残高の推移分析をする際に期首残高から今期末残高に至るロール表があれば、今期にどういった動きがあったかをとらえやすい。ただ、一方で、ありとあらゆる開示項目にロールを求めるのはいかなものかと思う。基準設定主体としてユーザーが必要だと主張すれば、基準として織り込む方に流れがちである。当然、その際にコスト・ベネフィットの議論はあるが、先ほど述べたように、「企業はデータを持っているはずだから、それを開示させればよい。コ

ストはかからないはずだ。」といった結論になってしまう。ただ、ここで基準設定主体として考えなければならないことは、会計基準として全ての企業に強制力をもって作業を要求するほど、本当に必要性のある情報なのかどうかである。アナリストの手間を省くだけのために、実質的にはより多くの人の手間をかけることになってしまっていないかという

ことである。以上の理由から、私は、調整表の開示については反対票を入れた。反対は1名だけであった。ただ、IFRSは開示過多であると批判されており、別途、開示に関する棚卸は必要であると認識されているが、重要なのは、個別の基準設定の段階で、その有用性についてもっとしっかりと議論することであると考えている。

のアウトリーチで出された意見を踏まえた改善案について議論された。取り上げられたのは、フォワードポイント（先物の金利相当部分）の会計処理などである。フォワードポイントの会計処理についての議論は、オプションの時間価値の会計処理をフォワードポイントにも適用すべきというものである。資金関連スワップでは、フォワードポイントは外貨建て投資の利回りの調整と考えられているので、これも時間価値に連動するため、一時点の評価損益を計上するのではなく、償却処理が適当であると考えられる。この点について議論がなされ、以下のように暫定決定された。

IASB単独会議

金融商品－相殺

2011年6月のIASBとFASBの合同会議において、IASBとFASBの意見が一致せず、財務諸表の表示においてはIFRSと米国会計基準を一致させることができなかつたことを受けて、IASB単独でこのほかのテーマについて、今後、どう扱うべきかについて議論した。論点は、公開草案をベースに基準として確定するか、それとも、現行のIAS第32号の規定のままとするかであり、大激論となった。

そもそもこのプロジェクトは、相殺に関して、欧州と米国の扱いが大きく異なっているために、それを統一しようということを目的にスタートしたプロジェクトである。FASBが公開草案を否決した後、IASB単独で基準として改めて確定させる必要があるのかどうかポイントであった。

基準として確定すべしと主張する理事たちは、本公開草案は、IASB15名とFASB3名の合計18名の支持を受けているものであり、それをFASB4名の反対のみによって廃案とすることに、何の合理性もないという主張である。一方で、IAS第32号のま

まとすべしと主張する理事たちは、米国が基準改定しないならば、基準改定の意義は乏しく、費用対効果の観点（新たな基準対応の準備費用など）から、新基準は不要であるという主張である。大激論の末、8対7で、新基準策定は行わず、現行のIAS第32号を維持することとなった。

私自身は、IAS第32号を維持する方に投票した。実は、私は、この相殺プロジェクトがIFRSとFASBのコンバージェンスの象徴的なものとなるものと、理事になる以前から期待していただけに、今回、FASBが公開草案を否決したことは残念でならない。私個人的には、今回はこのような形で終わったとしても、今後もFASBと金融商品の議論を続ける中において、相殺について統一するという可能性はゼロではないと思っている。であれば、ここで新しい基準をスタートさせるよりも、大きな変更をせずに、様子を見る方がいいのではないかと考えた。よって、現行のIAS第32号を維持する案に投票した。今後の行方を見守りたい。

審議会は、ヘッジ関係の当初に存在するフォワードポイントを、合理的な基準により一定期間にわたって純損益で認識し、その後の公正価値の変動を、その他の包括利益累計額(AOCI)に計上することを認めることを暫定的に決定した。これは、資金関連スワップ(funding swap)取引の経済的実質と純利息マージンの業績をより良く表わす。

なお、ほかにもいくつかの論点があったが、詳細はIASB Updateの日本語訳をご参照いただきたい。

IFRS第9号－発効日

IFRS第9号の強制発効日は、2013年1月1日以降開始する年次期間となっているが、これを2年延期し、2015年1月1日以降開始する年次期間とすることが決議された。

このような決定をした理由は、IAS第39号のその改定作業がまだ完了しておらず、2013年1月1日以降開始する年次期間に同時に適用する

金融商品－ヘッジ会計

今回の会議では、公開草案公表後

ことができないことが明確となったためである。IFRS第9号の結論の根拠BC7.3には、強制発効日を2013年1月1日以降開始する年次期間にした理由は、同時適用を可能にすることが目的であると述べられており、かつ、結論の根拠BC7.4には、減損その他のプロジェクトや保険会計の適用が2013年以降にずれこむようなことがあれば、IFRS第9号の適用日も延期する可能性があることが述べられている。

このため、IAS第39号のその他の改定作業が2013年1月1日からの適用に間に合わない判断されたこの時点で、強制発効日を延期することを決めたものである。

表面的には何も問題がないかのように見えるが、実は、この時点で発効日の延期を決定したのには、欧州連合がIFRS第9号をまだエンドースしていないという事情も影響している。というのは、欧州がエンドースしていない状況で、2013年1月の強制発効日を迎えると、欧州域内企業で米国に上場している場合に二重作業が発生するからである。すなわち、欧州がIFRS第9号をエンドースしていない状態では、IAS第39号が依然として適用される。一方で、米国はIFRSに準拠した財務諸表を無調整で受け入れるが、あくまでも、IASBが発行したIFRSのみを受け入れることとしているので、IFRS第9号の強制発行日以降は、IFRS第9号に基づいて作成した基準しか適用できない。したがって、欧州域内企業で米国に上場している場合には、欧州域内向けにはIAS第39号に基づいた財務諸表を作成し、米国上場用には、別途、IFRS第9号を適用した財務諸表を作成する必要に迫られる。

比較対象年度の準備などを考慮すると、今この時点で適用日を延期するという旨を明確にしておかないと、彼らは二重作業の準備を始めざるを得なくなる。このタイミングで適用日を延期することを決めたのには、実は、そのような背景もあるのである。

ただ、日本は既にIFRS第9号をエンドースしており、既に適用を開始している企業もある。このため、私は、この時点で適用延期を決定することに反対である旨発言した。趣旨は、①延期するということは、今のIFRS第9号での準備は見合わせると言っていると誤解されてしまう(IFRS第9号をリオープンして、分類と測定を変えるつもりと誤解される)。②同時適用というが、2011年12年末までに他の基準内容を確定すれば同時適用は可能であって、今、延期を決めなくてもいい。すなわち、今の基準の内容を変えないのであれば、何も今の基準を延期する必要はない。③欧州の米国市場上場企業が2度手間になるのは分かるが、欧州がエンドースしないと決まったわけではない。IASBとしては、エンドースを促すようにするのが筋であって、既にエンドースしてしまった国(日本)や、適用してしまった企業の梯子を外すのはおかしい。エンドースしない国をサポートして、IASBを信頼してエンドースした国に対して、2基準が並行して適用されるという不便を強いることになって、IASBの信頼に関わることである。④このようなことをすると、悪しき前例になる。自分が気に入らない基準があったとき、エンドースせずにぐずぐずしていれば、そのうち延期して、最終的には変えてもらえるという前例

を作ってしまう。

私の発言に対して、シンパシーと理解を示してくれる理事もたくさんいた。議論の末に、既にIFRS第9号をエンドースしている国々や、適用している企業、あるいは、2013年の適用を目指して既に準備を始めている企業に対しての配慮が必要であるとの認識が醸成され、適用延期の公開草案では、その結論の根拠に、この適用日の延長は、IFRS第9号の適用をdiscourageする意図はないこと、また、早期適用は依然として推奨される旨を強調するとの記述が入った。

この意図は、現行のIFRS第9号に基づいて準備をしている企業や関係者に対して、そのまま準備を継続して問題ありませんというメッセージである。先の私の発言の中にあるとおり、適用日の延期がすなわち、IFRS第9号がリオープンされて、その内容が修正される可能性を示唆するのではないかという懸念に対する答えとなっている。

あえて、個人的見解としてももう少し踏み込んでいえば、万が一、IFRS第9号がリオープンされて、その内容に微修正が入ることがあったとしても、現行のIFRS第9号に基づいて準備をしている会社や、早期適用をした会社が不利になることは絶対にないように配慮しますよというメッセージである。

IASB臨時会議報告（2011年7月28日）

金融商品－ヘッジ会計

臨時会議では、ヘッジ会計の公開草案に対するフィードバックに基づいて、ヘッジ対象とするリスク要素について議論した。その上で、以下のことを暫定決定した。

- ・ リスク要素を適格なヘッジ対象とする考え方を維持する。
- ・ EDで提案された規準に基づいて適格なリスク要素を決定するという規準ベースのアプローチを使用する。すなわち、リスク要素は別個に識別可能であり、信頼性をもって測定可能でなければならない。
- ・ 全ての項目について1組の規準を使用する。すなわち、規準は全ての種類の項目（金融項目及び非金融項目）に適用すべきである。
- ・ 規準をどのように適用するかを示すための例示を使って、ガイダンスを提供する。

以上の表現では、やや分かりにくいので補足すると、今回の暫定決定の中で最も重要なものは、ヘッジ対象とできるリスク要素について、「リスク要素は別個に識別可能であり、信頼性をもって測定可能でなければならない。」と決定したことである。これは、クライテリア（規準）アプローチとあって、このクライテリアを満たすリスク要素については、金融商品であるかないかにかかわらず、ヘッジ対象にできるという重要な判断基準である。

逆にいえば、このクライテリアを満たさなければ、ヘッジ対象とはで

きない。

次に、クレジット・デフォルト・スワップ（CDS）について、ヘッジ会計を認めるかどうかについて議論した。CDSとは、定期的な金銭の支払いと引き替えに、企業の債務などに対する信用リスクのプロテクションを購入する（すなわち、信用リスクを移転する）取引であり、広く使用されている。

議論したのは、このCDSについて、新しいヘッジ会計が適用できるかという点である。ポイントは、CDSでヘッジしようとするリスクは信用リスクであるが、それが、先ほどの「別個に識別可能で、信頼性をもって測定できる」というのには当てはまらない。したがって、今回のヘッジ会計を用いることはできない。一方で、CDSによって債権の信用リスクをヘッジするという行為は一般的に行われており、会計上のミスマッチ（債権は償却原価法、CDSは公正価値測定）の是正を求める声は大きい。特に、信用リスクが高まっている状況においては、CDSの取引価格が高騰し、大きな評価益が先行して計上されてしまうことから、違和感があり、これを是正したいという声には一定の合理性がある。

このため、ヘッジ会計の枠組みの外で何らかの対応ができないかということが検討された。ただ、問題は、CDSが対象となる債権とは全く別の独立したマーケットで取引価格が決定されるので、債権の価格変動とCDSの価格変動をマッチさせるのは難しい。さらに、上述のとおり、ヘッジ対象となる信用リスクについては別

個に識別可能ではなく、また、信頼性をもって測定することもできない。加えて、減損会計との整合性も明確でない。よって、私個人としては、CDSに関して何らかの会計処理方法をIFRSが規定することに反対である。

ただ、検討が必要であるということでは全員一致し、2011年9月以降、さらに検討を進めることとなった。

また、この会議で、ヘッジ会計の開示についてかなり具体的な内容に対する暫定決定がなされたが、その決定内容はIASB Updateの日本語訳を参照いただきたい。

おわりに


今回が私にとって最初の審議会であったが、IFRS解釈指針委員会に5年間参加していた経験があるので、比較的自然に入り込め、何回か発言する機会も得た。特に、IFRS第9号の適用日の延期に関する発言などは、会議の中で重要な意味を持ち、他の理事からの一定の支持も得られた。ただ、会議の資料や、会議で決議することの量は、私の想像をはるかに超えていた。山田前理事は本当によくやっておられたと感心する。

審議会においては、限られた時間の中で、膨大な決定を順次こなしていかなければならない。したがって、時間は貴重であり、無駄な発言は許されない。会議の進行にとって本当に意味のある発言のみが許される。そのような発言をするためには、やはり、議事内容のしっかりとした理解と首尾一貫した強固な意見形成が

必要であり、事前の準備が非常に重要であると実感した。また、準備についても、単にペーパーが出てきてから考えるのではなく、ペーパーが出る前に、それぞれのプロジェクトでどのようなことが 이슈 となっ

ているのかについて、アンテナを張って、問題点の所在を把握しておくことが重要であると感じた。そのためには、ロンドンにいる時間をできるだけ多くとり、スタッフとのコミュニケーションを大切にしたいと考

えている。

	教材コード	J 0 2 0 6 4 1
	研修コード	2 1 0 3 0 1
	履修単位	1単位